

業種別出店基準表

	大分類	小分類	品目(例)	出店枠	出店料		臨時 営業手数料	
					基準	大隅地区4市5町域内		
一般枠	食品販売	一般食品	弁当・ラーメン・うどん 焼きそば・串焼き たこ焼き・クレープ いか焼き・かき氷、 ジュース類(その場で作る物) その他これらに類するもの	45店	¥65,000-	¥55,000-	¥3,000-	
			飲料 ジュース・コーヒー (ペットボトル、缶類)	25店	¥35,000-	¥25,000-		
	物品販売	その他の食品	特産品・箱菓子・その他		¥35,000-	¥25,000-		
			食品外 衣類・玩具・カメラ・雑貨等		¥35,000-	¥25,000-		
市町村枠	物品販売 食品宣伝販売		国県市町村の施設・公共団体・養護施設等	5店			販売品目により ¥3,000	
電気					1店舗につき 100V、1.5KWを制限 5,000円			
机・イス					机(1800×450) 800円 イス 150円			

* 分類、臨時営業手数料については行政の細かい基準がありますので、詳細は事務局にお訊ね下さい。